

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	平成 2 3 年度
計画変更年度	平成 2 6 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度
計画変更年度	令和 2 年度
計画主体	南 部 町

南部町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南部町役場 産業振興課
所 在 地 山梨県南巨摩郡南部町福士 28505 番地 2
電 話 番 号 0 5 5 6 - 6 4 - 8 0 7 6
F A X 番 号 0 5 5 6 - 6 4 - 8 0 7 4
メールアドレス kanai@town.yamanashi-nanbu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ ・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	南部町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	155a 1,605千円
	いも類	26a 419千円
	野菜類	7a 56千円
	計	188a 2,080千円
ニホンザル	いも類	5a 86千円
	豆類	5a 103千円
	果樹類	1a 6千円
	野菜類	50a 339千円
	計	61a 534千円
ニホンジカ	水稻	190a 2,096千円
	スギ・ヒノキ	(1.17ha) (3,391千円)
ツキノワグマ	—	農作物の具体的な被害データの報告は無いが、目撃情報があり人身被害等の可能性もある。
ハクビシン	野菜類	1a 5千円
タヌキ	野菜類	1a 6千円
アライグマ	果樹類	1a 6千円
アナグマ	野菜類	3a 37千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本町においては、山間地が多くを占めているため早くから鳥獣による被害が確認されている。被害報告は年間を通じて、町内全域で発生しており、イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ等の野生獣による水稻・野菜に対する食害や踏み倒し等の農作物被害が多数を占めている。さらに近年ではアライグマが町内で捕獲され、生息が確認されている。また、ツキノワグマの目撃情報が多数あり、人家近くでも目撃されているため人身被害の恐れも懸念される。

近年の被害は、主に野生獣が里山から人家のある集落へ頻繁に出没し、農作物の被害に遭う頻度が高まっている。そのため、耕作意欲を失い農業全般において深刻な被害状況となっている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
イノシシ	188a	2,080千円	173a	1,913千円
ニホンザル	61a	534千円	56a	490千円
ニホンジカ	190a	2,096千円	175a	1,921千円
合 計	439a	4,710千円	404a	4,324千円
ハクビシン	1a	5千円	1a	5千円
タヌキ	1a	6千円	1a	6千円
アライグマ	1a	6千円	1a	6千円
アナグマ	3a	37千円	3a	37千円
ツキノワグマ	目撃情報があるが不明		被害の発生防止に努める	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・被害地域での檻による捕獲 ・南部町猟友会の有害捕獲員による捕獲 ・特定鳥獣保護管理事業として、管理捕獲を実施。 ・ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置	・捕獲員の高齢化や人員の減少で常時の活動が困難。 ・報告を受けて現場に出動しても、既に居なくなっているケースが多い。 ・捕獲により被害が無くなると考える意識が強く、結果が期待通

		りに出なければ、住民の不満は増大する。 ・ 猟友会との連携を強化し、捕獲従事者の確保・育成に努めていく必要がある
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	・ 中山間総合整備事業により侵入防止柵を延長16,151m設置 ・ 電気柵・防除網設置に補助金を交付して奨励 ・ ロケット花火による追払い ・ 威嚇する障害物等の設置 ・ 追払い用にロケット花火を必要に応じて配布 ・ 鳥獣害防止技術指導員の養成	・ 柵の設置・管理が不十分な箇所から進入される。 ・ 障害物を見慣れてしまうため、多種多様なものを使う必要があり、経済的負担が大きい。 ・ 猿は学習能力が高いので、花火の音に慣れ、様々な種類の忌避剤・駆除機材を使用しなければならない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1. 被害状況・原因の把握 2. 鳥獣の生息地域・生息数の調査（ニホンザル） 3. 電気柵・防除網・防鳥網設置の更なる推進 4. ロケット花火での追払い、発信機をつけての追跡（ニホンザル） 5. 集団捕獲柵の設置（ニホンザル・ニホンジカ） 6. 捕獲従事者に対しての助成 7. 捕獲の担い手の育成・確保 8. 被害地域及び周辺地域での相互協力体制の確立 9. 実のなる木の植栽 10. 放任果樹の除去（町広報・FM告知端末で啓発） 11. ハクビシン・タヌキ・アナグマについて捕獲権限の委譲を受け、被害発生時の迅速な対応を図る 12. 特定外来生物（アライグマ）に対する取組の実施（実施計画に基づく捕獲等）
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲を猟友会に委託。
鳥獣被害対策実施隊を設置し、猟友会との連携を行いながら対象鳥獣の捕獲体制を確立していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	イノシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシ アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置 (大型檻21箇所、中型檻6箇所、小型檻11基) ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置(5基) 狩猟免許取得者への助成 銃による捕獲・威嚇・追い払い アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保
3	イノシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシ アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置 (大型檻21箇所、中型檻6箇所、小型檻11基) ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置(5基) 狩猟免許取得者への助成 銃による捕獲・威嚇・追い払い アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保
4	イノシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシ アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置 (大型檻21箇所、中型檻6箇所、小型檻11基) ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置(5基) 狩猟免許取得者への助成 銃による捕獲・威嚇・追い払い アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																											
人と鳥獣の共存を目指し、計画的な保護管理として管理捕獲等を実施して、個体群の長期にわたる安定的維持を図る。 具体的には、 イノシ ：里山や田畑に被害をもたらすもの ニホンザ ：メスシカを中心 ニホンザル ：里山や田畑に被害をもたらすもの ハクビシ・アライグマ・タヌキ・アナグマ：被害発生箇所周辺で、ワナによる捕獲を実施し効率的に捕獲 ツキノワグマ：人身被害発生や同一個体が住宅周辺に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において最小限の捕獲 過去5年間の捕獲実績は次のとおり <table> <tr> <th></th><th>ニホンザ</th><th>イノシ</th><th>ニホンザル</th></tr> <tr> <td>平成26年度：</td><td>170</td><td>80</td><td>70</td></tr> <tr> <td>平成27年度：</td><td>237</td><td>51</td><td>67</td></tr> <tr> <td>平成28年度：</td><td>208</td><td>121</td><td>109</td></tr> <tr> <td>平成29年度：</td><td>286</td><td>65</td><td>89</td></tr> <tr> <td>平成30年度：</td><td>313</td><td>123</td><td>61</td></tr> </table>					ニホンザ	イノシ	ニホンザル	平成26年度：	170	80	70	平成27年度：	237	51	67	平成28年度：	208	121	109	平成29年度：	286	65	89	平成30年度：	313	123	61
	ニホンザ	イノシ	ニホンザル																								
平成26年度：	170	80	70																								
平成27年度：	237	51	67																								
平成28年度：	208	121	109																								
平成29年度：	286	65	89																								
平成30年度：	313	123	61																								

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
イノシ	90	90	90
ニホンザル	105	105	105
ニホンザ	250	250	250
ハクビシ・アライグマ・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。 ツキノワグマについては、被害状況に応じた最小限の捕獲を実施する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
猟友会や鳥獣被害対策実施隊による銃による捕獲や捕獲檻等の設置を通年において町内全域で実施する。アライグマについては、「第2期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲を実施し被害防止に努める。ツキノワグマについては、専用捕獲檻等の設置または銃器により加害個体の捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南部町全域	ハクビシン・タヌキ・アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2 年度	3 年度	4 年度
イノシシ・ニホンザル ・ニホンジカ	・中山間総合整備事業、 県単鳥獣害防除事業等による侵入防止柵等の整備	・中山間総合整備事業、 県単鳥獣害防除事業等による侵入防止柵等の整備	・中山間総合整備事業、 県単鳥獣害防除事業等による侵入防止柵等の整備
	イノシシ：電気柵＋下部の補強（掘り返しによる侵入防止） ニホンザル：電気柵・防除網 ニホンジカ：電気柵・防除柵 ※対象が複数の場合は柵の種類を組み合わせる。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	花火等による追い払い 放任果樹除去の啓発（広報・FM告知端末） 銃による威嚇・追い払い 鳥獣の森整備事業（実のなる木の植栽）
3	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	花火等による追い払い 放任果樹除去の啓発（広報・FM告知端末） 銃による威嚇・追い払い 鳥獣の森整備事業（実のなる木の植栽）
4	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	花火等による追い払い 放任果樹除去の啓発（広報・FM告知端末） 銃による威嚇・追い払い 鳥獣の森整備事業（実のなる木の植栽）

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南部町	情報収集、現地確認、付近住民への注意喚起、関係機関への連絡、捕獲等同行
峡南猟友会（南部分会・富沢分会）	追払、捕獲行為の実施
南部警察署	現場での指示
峡南農務事務所	現場での指示、関係機関への連絡
峡南林務環境事務所	現場での指示、関係機関への連絡

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民 → 南部町役場 → 南部警察署・猟友会・峡南農務事務所・峡南林務環境事務所

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。（ただし、「第2期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては、地中深くに埋設、もしくは焼却処分とする。）

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として販売等の検討をする予定はない。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南部町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南部町役場	協議会の運営・提言
峡南猟友会（南部分会・富沢分会）	鳥獣被害防除対策への協力
山梨県峡南農務事務所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨県峡南林務環境事務所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
南部町森林組合	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨みらい農業協同組合	鳥獣被害防止に関する指導・助言
鳥獣害防止技術指導員	鳥獣被害防止に関する指導・助言
南部町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
町内区長会	情報提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県森林総合研究所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨県総合農業技術センター	鳥獣被害防止に関する指導・助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日に設置し、本計画に基づき町長の要請により鳥獣の被害防止活動、捕獲及び駆除等被害を軽減させるために必要な業務を行う。実施隊員は、役場産業振興課職員と峡南猟友会南部分会・富沢分会から構成され、50名以上の組織となる

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ロケット花火等を使用して地域ぐるみで追い払いの実施や、町内各戸にあるFM告知端末を使い、出沒情報や対応策の周知・広報を行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。